

証券コード(1841)
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社
取締役社長 馬 場 宏二郎

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyu-co.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知など」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1841/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンユー建設」又は「コード」に当社証券コード「1841」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室
（末尾の会場案内図をご参照ください）

3. 目的事項 報告事項

第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する
賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を
会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、株主様に対して交付
する書面には記載しておりません。従いまして、株主様に対して今回交付する書面は、監
査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部でありま
す。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおい
て、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト
（<https://www.sanyu-co.co.jp>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適
宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、2018年か
ら株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。何卒ご理解くだ
さいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

- 株主総会会場へのご来場は、感染症の状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断くださいますようお願いいたします。
なお、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただきます。
- 本総会においては、感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知及び電子提供措置事項にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ご出席の株主様との懇親会はございません。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的利益還元という経営政策並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、安定配当の維持に努めることを基本方針としており、当初、当期の期末配当金は、普通株式1株につき15円と予想しておりましたが、2024年4月18日に発表させていただいているとおり、最近の業績の動向や財務状況等を総合的に勘案し、当期の期末配当金は当初予想の普通配当15円から5円増配し、1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金20円

この結果、中間配当金（1株につき金10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき金30円となります。

なお、期末配当金の配当総額は64,729,740円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	馬場 宏二郎 (1976年10月29日生)	1999年4月 株式会社富士工入社 2002年12月 当社入社 2010年6月 当社取締役企画開発部長 2011年6月 当社専務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	86,853株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 馬場宏二郎氏は、2010年6月から取締役として当社経営に従事し、2014年6月から代表取締役として、当社事業・業務全般に関する豊富な知識・経験をもとに、経営の指揮・監督を適切に行っております。代表取締役としての職責を十分に果たしていることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	馬場 雄一郎 (1971年1月20日生)	1996年3月 株式会社パオ設計入社 1998年8月 当社入社 2004年12月 当社取締役企画部長 2006年7月 当社取締役総務部長 2012年4月 当社取締役総務部長兼設計部長 2014年6月 当社常務取締役 総務部門・金属製品部門担当 2016年6月 当社専務取締役 2018年4月 行方建設株式会社取締役（現任） 2018年6月 当社代表取締役専務 2020年6月 当社代表取締役副社長（現任）	91,667株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 馬場雄一郎氏は、2004年12月から取締役として当社経営に従事し、当社での豊富な経営経験及び当社事業全般にわたる多様な業務知識をもとにその役割・責務を果たしているほか、2020年6月からは代表取締役副社長としての職責を果たしていることから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	おおとも まさひろ 大友 正弘 (1962年1月13日生)	1981年6月 当社入社 2014年4月 当社第二工事部長 2014年6月 当社取締役第二工事部長 2020年6月 当社取締役建築部長 (現任)	10,063株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉 大友正弘氏は、当社において、長年にわたり建築工事部門に携わり、現在は取締役建築部長として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	むらやま たいいち 村山 泰一 (1963年10月19日生)	1989年4月 大匠建設株式会社入社 1992年6月 同社常務取締役 1999年11月 同社代表取締役 2010年4月 株式会社オシダリハウス入社 建築営業部長 2012年9月 当社入社 2012年10月 当社住宅事業部長 2016年6月 当社取締役住宅事業部長兼 不動産部長 (現任)	7,512株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉 村山泰一氏は、複数社において長年にわたり建設業・不動産業に携わり、現在は取締役住宅事業部長兼不動産部長として当社経営を担っており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
5	はせがわ てつお 長谷川 哲夫 (1969年3月18日生)	1992年4月 株式会社東京相和銀行入行 2001年2月 当社入社 2015年4月 当社総務部長 2018年4月 当社執行役員総務部長 2020年6月 当社取締役総務部長 (現任)	7,448株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉 長谷川哲夫氏は、当社において、長年にわたり総務・人事部門に携わり、現在は取締役総務部長として当社経営を担っており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	ながつか よしとも 永塚 良知 (1965年3月30日生)	1996年4月 第一東京弁護士会登録 1996年4月 宮内・田坂法律事務所入所 2009年4月 東京地方裁判所 民事調停員 (現任) 2010年3月 永塚パートナーズ法律事務所開所 2012年5月 公益財団法人日弁連交通事故相談 センター本部監事 2013年7月 日章鋳螺株式会社社外監査役 (現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年4月 第一東京弁護士会副会長 2017年4月 関東弁護士会連合会常務理事 2019年2月 日本弁護士連合会事務次長 2021年2月 日本弁護士連合会事務総長付 特別囑託 2021年3月 オンコリスバイオフィーマ株式 会社社外監査役(現任) 2021年6月 日本金属株式会社社外取締役 (現任) 2021年9月 光和総合法律事務所パートナー 弁護士として入所(現任)	—
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 永塚良知氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	<small>ほそおち ひでお</small> 細渕 英男 (1956年2月22日生)	1981年4月 株式会社間組入社 (現株式会社安藤・間) 2011年4月 同社東京建築支店副支店長 2014年4月 同社執行役員 建築事業本部副本部長 兼 建築事業企画部長 2016年6月 同社取締役常務執行役員建築事業本部長 2018年6月 安藤ハザマ興業株式会社 代表取締役社長就任 2021年6月 同社顧問 2022年6月 当社社外取締役(現任)	—
〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 細渕英男氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から取締役会等においてご発言をいただくとともに取締役の業務執行につき監督していただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚良知氏及び細渕英男氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第26条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、永塚良知氏及び細渕英男氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15頁をご参照ください。

以上

第75期 事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、コロナ禍から、社会経済活動の正常化が緩やかに進む中、雇用・所得環境に改善の動きが見られました。一方で中国の経済の低迷、中東およびウクライナの情勢不安の長期化、継続する円安による資源・エネルギー価格の高騰と物価上昇が継続するなど、先行きは不透明な状況で推移しました。こうした状況の中、当社グループでは、創意・熱意・誠意を結集し、事業活動を進めて参りました。

建設業界におきましては、設備投資は持ち直しの動きが継続し、公共投資は底堅く推移してきました。一方で住宅建設では弱含みも見られ、建設資材価格やエネルギー価格の上昇による影響や長時間労働の解消などへの対応が急務となっており、人材確保や労働環境の改善などは引き続き業界として喫緊の課題であると捉えております。

ホテル業界におきましては、日常生活が正常化する中で、生活スタイルの変化による影響は大きいものの、様々なサービスの改善が進みました。観光に制限が求められてきた時から比べると改善が見え、海外からの観光客増加と共に改善しつつあります。

こうした環境で、当社グループはお客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために①建築事業における品質・技術のさらなる向上、収益力の強化。②不動産事業における建売分譲販売強化、賃貸物件の安定提供。③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。④ホテル事業における安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応および利益体質の確保。を目標に掲げ全社一丸となり取り組んで参りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高11,546百万円(前年同期比25.2%増)、営業利益524百万円(前年同期比334.9%増)、経常利益565百万円(前年同期比215.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益371百万円(前年同期比211.3%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築事業]

原材料やエネルギー、職人確保などのトータル建設コスト上昇への対応や、昨年度に引き続き技術面で挑戦を要する物件への対応が必要とされ、全体的にコスト増となりましたが、売上高が増加した結果、受注高6,767百万円(前年同期比15.7%増)、完成工事高6,686百万円(前年同期比12.3%増)、セグメント利益277百万円(前年同期比169.4%増)となりました。

[不動産事業]

都心近郊の建売分譲販売（サンリーフ）では、販売は持ち直しの動きがみられ順調に推移しました。企画物件も1棟完成し、不動産賃貸業では堅調な収入を確保できた結果、不動産事業収入3,687百万円（前年同期比63.6%増）、セグメント利益709百万円（前年同期比45.8%増）となりました。

[金属製品事業]

鋼製型枠パネルの売上は安定して推移し、鋼材・エネルギー価格上昇に対して受注価格の見直しを継続して実施した結果、金属製品売上高562百万円（前年同期比25.8%増）、セグメント利益52百万円（前年同期11百万円損失）となりました。

[ホテル事業]

旅行に対する制限がなくなる中で、回復基調で推移しました。羽田の【ビーグル東京】というホステルは9月から再開することが出来ましたが、団体客の減少など変化を感じつつ、それぞれの施設の特徴を生かしたサービスを提供して参りました。仕入れ材料やエネルギー等の価格高により影響を受けた結果、ホテル事業売上高610百万円（前年同期比6.9%増）、セグメント損失31百万円（前年同期13百万円損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、206百万円であります。その主なものは、賃貸用不動産（東京都大田区）の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第72期 (2021年3月期)	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
受 注 高	4,871	8,693	5,847	6,767
売 上 高	7,499	8,119	9,225	11,546
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	40	131	119	371
1株当たり当期純利益	11円37銭	36円69銭	33円18銭	106円59銭
総 資 産	13,277	14,105	14,617	14,726
純 資 産	11,034	11,102	11,155	11,242

- (注) 1. 受注高の推移は建築工事の受注高であります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、全社員の創意・熱意・誠意を結集し、【ものづくり】【コトづくり】を通じて、社会の満足を得る質の高いサービスを提供する事を意識し、安定した利益を確保するために次の目標を掲げ全社一丸となり取り組んでまいります。

- ①建築事業における品質・技術のさらなる向上、収益力の強化。
- ②不動産事業における建売分譲販売強化、賃貸物件の安定提供。
- ③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。
- ④ホテル事業における安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応及び利益体質の確保。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
行方建設株式会社	1,000万円	100%	型枠大工工事業

(7) **重要な企業結合等の状況**

該当事項はありません。

(8) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

事業部門	事業内容
建築	新築ビル、戸建住宅、改修工事他
不動産	売買、賃貸、仲介、企画
金属製品	中厚金属板加工、住宅用機材製造
ホテル	旅館、ホテル、簡易宿泊施設

(9) **主要な営業所及び工場** (2024年3月31日現在)

① 当社

営業所	本社（東京都大田区）、関東営業所（埼玉県北足立郡伊奈町）、町田営業所（東京都町田市）、伊豆網代温泉松風苑（静岡県熱海市）、ビーグル東京 Hostel&Apartments（東京都大田区）、コレドール湯河原 Dog&Resort（神奈川県湯河原町）
工場	埼玉工場（埼玉県北足立郡伊奈町）、資材加工工場（東京都府中市）

② 子会社

行方建設株式会社	本社（埼玉県川口市）、資材置場（埼玉県川越市）
----------	-------------------------

(10) **従業員の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
154名 (81名)	18名増 (6名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
143名 (81名)	19名増 (6名増)	46.3歳	10.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(1) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
芝信用金庫	200,000千円

(2) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
(2) 発行済株式の総数 4,000,000株 (自己株式 763,513株を含む)
(3) 株主数 899名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ホース未来福祉財団	400,000株	12.4%
(株)井門コーポレーション	258,700	8.0
(株)三菱UFJ銀行	175,900	5.4
秋山武男	171,400	5.3
秋山鉄工建設(株)	149,700	4.6
(株)フリーパネル	139,000	4.3
馬場邦明	111,330	3.4
(株)井門エンタープライズ	100,000	3.1
(株)カバロ企画	100,000	3.1
穎川欽和	97,500	3.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を763,513株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬の状況

役員区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 16,614株	7名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬場宏二郎	
代表取締役副社長	馬場雄一郎	
常務取締役	清本孝敏	建築部門
取締役	大友正弘	建築部長
取締役	村山泰一	住宅事業部長 兼 不動産部長
取締役	下瀬川泰	財務部長
取締役	長谷川哲夫	総務部長
取締役	永塚良知	弁護士
取締役	細淵英男	
常勤監査役	宇高稚彦	
監査役	工藤隆志	税理士
監査役	千葉進	税理士

- (注) 1. 取締役永塚良知氏及び細淵英男氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役永塚良知氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 監査役工藤隆志氏及び千葉進氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役工藤隆志氏及び千葉進氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員以外の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

該当事項はありません。

②退任

該当事項はありません。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役永塚良知氏及び細渕英男氏、各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が自身の職務執行に起因して負担することになる争訟費用や法律上の損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為を起因とする損害等は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	133百万円 (4百万円)	116百万円 (4百万円)	16百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	(-) (-)
合計 (うち社外役員)	12名 (4名)	138百万円 (6百万円)	121百万円 (6百万円)	16百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

<上記報酬等に関する事項>

①株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度の内容は、取締役（社外取締役を除く）に対し企業価値の持続的な向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として割り当てるものです。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該基本報酬とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額について、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額150万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

ii) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

各取締役の個人別の基本報酬については月例の固定報酬とし、人格、勤続年数、職務経験、業績、資格等の包括的な諸条件、また当社の企業価値向上に対する実効力を勘案し、各取締役の重点施策の推進状況を反映し、株主総会にて定められた範囲内で決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の役務と職務価値をもとに個人別の割当個数（株数）を取締役会で決定し、株主総会にて決議をいただいた範囲内で毎年一定の時期に付与する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、株主の皆様と各取締役が利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする。

- iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、公正性・透明性を確保するため、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、代表取締役副社長が報酬決定方針に基づく多角的な検討の結果作成した報酬原案を社長が承認していることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、基本報酬については、個人別の具体的内容の決定を代表取締役社長馬場宏二郎に委任する旨の決議を取締役会にて行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役副社長による多角的検討を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられています。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役永塚良知氏は、「光和総合法律事務所 パートナー弁護士」「東京地方裁判所 民事調停員」「日章鋳螺株式会社 社外監査役」「オンコリスバイオファーマ株式会社 社外監査役」「日本金属株式会社 社外取締役」であります。各団体及び法人と当社との間には特別な関係はありません。

②特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永塚良知	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回（100％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの助言・提言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
社外取締役	細渕英男	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回（83％）に出席し、必要に応じ、企業経営経験者としての豊富な経験と専門的な知見からの助言・提言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	工 藤 隆 志	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（92%）、監査役会9回のうち9回（100%）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	千 葉 進	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（92%）、監査役会9回のうち9回（100%）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。当該金額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行の状況や監査の品質等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制。

- (1) **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重する行動ができるように会社の基本方針を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。各業務担当取締役は内部統制を推進するとともに法令遵守の教育・研修を継続的に実施し、法令遵守実効性の確保に努める。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存する事については当社の文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時これを見ることができるものとする。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社のリスク管理については、担当部署にて規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・公開等を行うものとし、リスク状況の監視は取締役会により任命された内部監査責任者を中心とした内部監査チームが組織横断的にこれを行う。新たなリスクについては取締役会にて速やかに対応を行う。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会を原則として月一回以上開催し、正確な情報の共有及び迅速な意思決定を行う。また、取締役会は会社全体の権限分配・意思決定ルールを策定し、各業務担当取締役は各部門の具体的な実効策を定め、改善の余地がある際には、改善を行うことにより会社全体の職務効率化を図る。
- (5) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社を主管する当社の役員が、子会社の経営会議に必要なに応じて出席し、その業務、取締役等の職務の執行状況、その他経営上の重要事項等の報告を受ける。また、子会社の役員は一定の重要事項について適時・適切に報告を行う体制とする。

この情報に基づき、当社は子会社のリスク評価等を行うほか、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社は、子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、会社の基本方針を企業集団で共有し、コンプライアンス意識の向上を図る。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はその求めに応じ、使用人を置くこととし、監査業務を補助する範囲内においては、使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役及び他の使用人は監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役の承認を得ることとする。

- (7) **監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役員及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれがある事実その他事業運営上の重要事項を適時・適切に報告し、内部監査チームは内部監査の結果を適時・適切な方法により監査役に報告する。なお、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を実施するとともに、監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役が当社の会計監査人や内部監査チームと定期的に情報交換をする他、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用できる体制とする。監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び子会社は、健全な企業活動、市民社会の秩序や安全に障害や脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携し、毅然とした組織的対応をとることとする。

(10) **業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況**

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年5月19日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は上記(1)から(9)のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況については、定期的開催する取締役会において内部統制の運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況の報告や審議の充実により、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては職種・職位に応じた教育・研修を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,255,037	流 動 負 債	2,463,424
現 金 預 金	2,895,600	工 事 未 払 金	871,163
受 取 手 形	65,331	買 掛 金	71,302
完成工事未収入金	1,604,052	短 期 借 入 金	200,000
不動産事業未収入金	6,430	1年以内返済予定の長期借入金	9,756
売 掛 金	117,071	リ ー ス 債 務	805
商品及び製品	40,264	未 払 法 人 税 等	124,281
未成工事支出金	164,598	未 成 工 事 受 入 金	762,700
販売用不動産	374,032	不 動 産 事 業 受 入 金	2,500
不動産事業支出金	886,834	賞 与 引 当 金	8,645
原材料及び貯蔵品	58,791	完 成 工 事 補 償 引 当 金	3,600
仕 掛 品	13,767	そ の 他	408,669
そ の 他	28,264	固 定 負 債	1,020,855
固 定 資 産	8,471,545	長 期 借 入 金	113,110
有 形 固 定 資 産	7,701,023	リ ー ス 債 務	201
建 物 ・ 構 築 物	2,586,720	退 職 給 付 に 係 る 負 債	304,997
機 械 ・ 運 搬 具	79,136	預 り 保 証 金	557,415
工 具 器 具 ・ 備 品	17,085	そ の 他	45,130
土 地	5,017,067	負 債 合 計	3,484,279
リ ー ス 資 産	1,012	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	49,384	株 主 資 本	10,994,830
投 資 そ の 他 の 資 産	721,137	資 本 金	310,000
投 資 有 価 証 券	558,181	資 本 剰 余 金	321,043
関 係 会 社 株 式	51,682	利 益 剰 余 金	11,030,883
長 期 前 払 費 用	13,035	自 己 株 式	△667,096
繰 延 税 金 資 産	19,613	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	247,473
そ の 他	78,624	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	247,473
資 産 合 計	14,726,583	純 資 産 合 計	11,242,303
		負 債 純 資 産 合 計	14,726,583

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	6,686,356	
不動産事業収入	3,687,195	
兼業事業売上高	1,173,242	11,546,794
売上原価		
完成工事原価	6,408,839	
不動産事業原価	2,977,212	
兼業事業売上原価	1,152,814	10,538,865
売上総利益		
完成工事総利益	277,516	
不動産事業総利益	709,983	
兼業事業総利益	20,427	1,007,928
販売費及び一般管理費		482,985
営業利益		524,943
営業外収益		
補助金収入	7,950	
違約金収入	15,400	
受取利息配当金	12,287	
その他	14,480	50,117
営業外費用		
支払利息	4,805	
固定資産圧縮損	2,950	
自己株式取得費用	1,919	9,674
経常利益		565,386
特別利益		
固定資産売却益	4,562	4,562
特別損失		
損害賠償引当金繰入額	55,000	
その他	3,787	58,787
税金等調整前当期純利益		511,161
法人税、住民税及び事業税	144,110	
法人税等調整額	△4,487	139,622
当期純利益		371,538
親会社株主に帰属する当期純利益		371,538

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	310,000	319,697	10,749,564	△331,952	11,047,309
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△90,219		△90,219
親会社株主に帰属する当期純利益			371,538		371,538
自 己 株 式 の 取 得				△349,000	△349,000
譲渡制限付株式報酬		1,345		13,856	15,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,345	281,319	△335,143	△52,478
当 期 末 残 高	310,000	321,043	11,030,883	△667,096	10,994,830

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	108,196	108,196	11,155,505
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△90,219
親会社株主に帰属する当期純利益			371,538
自 己 株 式 の 取 得			△349,000
譲渡制限付株式報酬			15,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139,277	139,277	139,277
当 期 変 動 額 合 計	139,277	139,277	86,798
当 期 末 残 高	247,473	247,473	11,242,303

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,809,763	流動負債	2,310,801
現金預金	2,527,969	工事未払金	805,539
受取手形	65,331	買掛金	71,302
完成工事未収入金	1,551,910	短期借入金	200,000
不動産事業未収入金	6,430	未払金	172,941
売掛金	117,071	未払費用	32,527
商品及び製品	40,264	未払法人税等	124,211
未成工事支出金	163,504	未成工事受入金	713,778
販売用不動産	374,032	不動産事業受入金	2,500
不動産事業支出金	886,834	預り金	57,081
原材料及び貯蔵品	36,013	前受収益	47,222
仕掛品	13,767	賞与引当金	5,278
その他	26,635	完成工事補償引当金	3,600
		その他の	74,818
固定資産	8,567,119	固定負債	902,896
有形固定資産	7,638,477	退職給付引当金	304,997
建物・構築物	2,578,643	預り保証金	557,415
機械・運搬具	39,180	その他の	40,483
工具器具・備品	17,085	負債合計	3,213,697
土地	5,003,567	(純資産の部)	
無形固定資産	47,972	株主資本	10,915,574
借地権	42,374	資本金	310,000
ソフトウェア	2,467	資本剰余金	321,043
その他	3,130	資本準備金	310,093
投資その他の資産	880,669	その他資本剰余金	10,949
投資有価証券	549,456	利益剰余金	10,951,628
関係会社株式	222,878	利益準備金	77,500
長期前払費用	13,035	その他利益剰余金	10,874,128
繰延税金資産	19,613	別途積立金	7,200,000
その他	75,685	繰越利益剰余金	3,674,128
		自己株式	△667,096
		評価・換算差額等	247,611
		その他有価証券評価差額金	247,611
資産合計	14,376,883	純資産合計	11,163,185
		負債純資産合計	14,376,883

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	5,700,892	
不動産事業収入	3,687,195	
金属製品売上高	562,726	
兼業事業売上高	610,515	10,561,330
売上原価		
完成工事原価	5,586,890	
不動産事業原価	2,977,212	
金属製品売上原価	510,321	
兼業事業売上原価	642,492	9,716,916
売上総利益		
完成工事総利益	114,002	
不動産事業総利益	709,983	
金属製品総利益	52,404	
兼業事業総損失	△31,976	844,413
販売費及び一般管理費		381,961
営業利益		462,452
営業外収益		
補助金収入	5,000	
違約金収入	15,400	
受取利息配当金	12,022	
その他	7,166	39,589
営業外費用		
支払利息	4,213	
自己株式取得費用	1,919	6,133
経常利益		495,908
特別利益		
固定資産売却益	4,562	4,562
特別損失		
損害賠償引当金繰入額	55,000	
その他	3,787	58,787
税引前当期純利益		441,683
法人税、住民税及び事業税	144,000	
法人税等調整額	△4,487	139,512
当期純利益		302,171

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	310,000	310,093	9,603	319,697	77,500	7,200,000	3,462,175	10,739,675
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△90,219	△90,219
当期純利益							302,171	302,171
自己株式の取得								
譲渡制限付 株式報酬			1,345	1,345				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1,345	1,345	-	-	211,952	211,952
当 期 末 残 高	310,000	310,093	10,949	321,043	77,500	7,200,000	3,674,128	10,951,628

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△331,952	11,037,420	109,748	109,748	11,147,169
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△90,219			△90,219
当期純利益		302,171			302,171
自己株式の取得	△349,000	△349,000			△349,000
譲渡制限付 株式報酬	13,856	15,201			15,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			137,862	137,862	137,862
当期変動額合計	△335,143	△121,845	137,862	137,862	16,016
当 期 末 残 高	△667,096	10,915,574	247,611	247,611	11,163,185

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	神 山 俊 一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	春 田 岳 亜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンユー建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	神山俊一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	春田岳亜

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査機関その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

サンユー建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 高 稚 彦 ㊟

社外監査役 工 藤 隆 志 ㊟

社外監査役 千 葉 進 ㊟

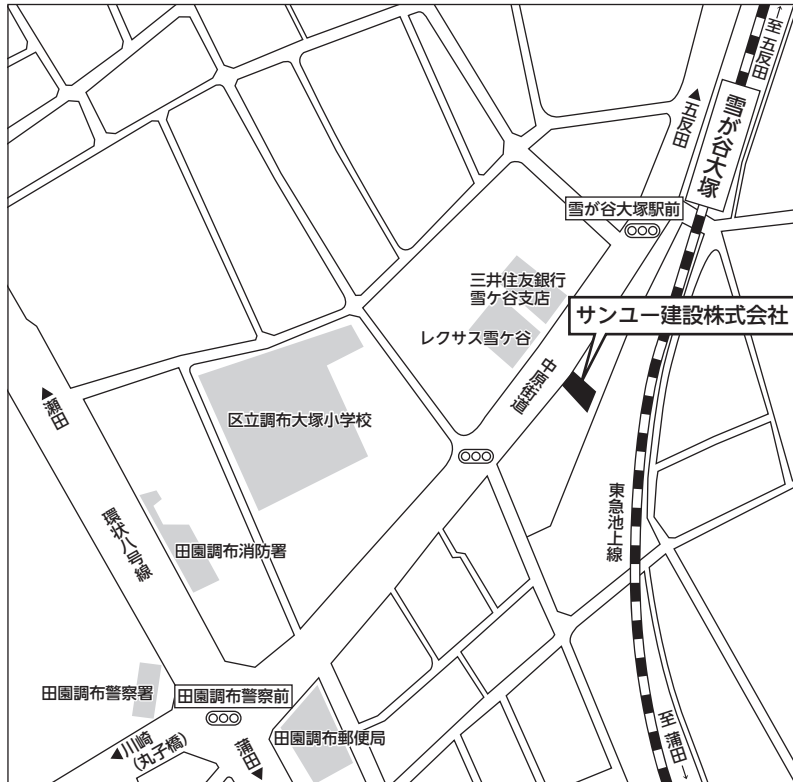
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号

サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室

- ・本総会における新型コロナウイルス感染リスクに伴う対策につきましては、本招集ご通知3ページをご確認いただけるようお願い申し上げます。
- ・2018年から株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<最寄り駅>東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。